

仕 様 書

1 業務名

厚別区役所・厚別区民センター駐車場等除雪業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

- ・ 厚別区役所及び厚別区民センターの駐車場
- ・ 厚別区役所等間口（人や車両の出入口付近）

(2) 所在地

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目

2 履行期間

契約書締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 除雪範囲

別添図面のとおり

4 作業の種類及び契約金額

(1) タイヤショベル（1.4～2.0 m³）

ダンプトラック（10 t）

ダンプトラック（4 t）

普通作業員

(2) 上記について1時間及び10分間あたりの単価契約とする。

(3) 消費税法及び地方税法に基づき、課税業者については、作業種類毎の単価に消費税及び地方消費税額を含むものとする。

(4) 1か月毎に集計した時間に10分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

＜ 参考 ＞

過去3年間の除排雪業務の実績（時間）

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度 予定数量 （過去3年度平均を1 時間未満切り上げ）
タイヤショベル （1.4～2.0 m ³ ）	53.5 時間	51.2 時間	50.4 時間	52 時間
ダンプトラック （10t クラス）	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0 時間
ダンプトラック （4t クラス）	59.4 時間	63.2 時間	77.9 時間	67 時間
普通作業員	30.2 時間	31.1 時間	42.0 時間	35 時間

※ 降雪状況によっては予定数量を超過する場合がある

5 業務内容

(1) 降雪量10cm以上の場合は指示なくして除雪し、指定の場所に集積する。

集積した雪は、事前に委託者が指示した量に達したとき及び委託者の指示があったときに札幌市指定の最寄りの雪堆積場に運搬する。

(2) 継続して強い降雪が予想される等、特に必要とされる場合に実施する。

(3) その他本市より別途指示する。

6 作業時間

特に指示のない限り早朝に実施することとし、午前 8 時 30 分までに完了すること。
ただし、降雪量が多く作業時間内に終了できない場合は、この限りでない。

7 事故防止

作業の実施にあたっては、常に従業員及び市民の事故防止に万全を期すとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。また、万一事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

8 施設等の破損事故

作業の実施により、舗装面、壁面、境界杭等の施設内工作物を破損した場合は、直ちに委託者に連絡し、原状に復旧すること。

9 作業報告

受託者は、作業の終了した翌日までに、除雪作業報告書及び車両運転日報、タコグラフを提出し、作業時間等委託者の検査を受けること。また、毎月、前月分の完了届を委託者にすみやかに提出すること。

10 鍵の貸与

契約期間中は、除雪作業に必要な鍵を貸与するため、借用書を提出すること。また、鍵の紛失等に十分注意して取り扱うこととし、契約期間終了後は返却すること。

11 環境への配慮について

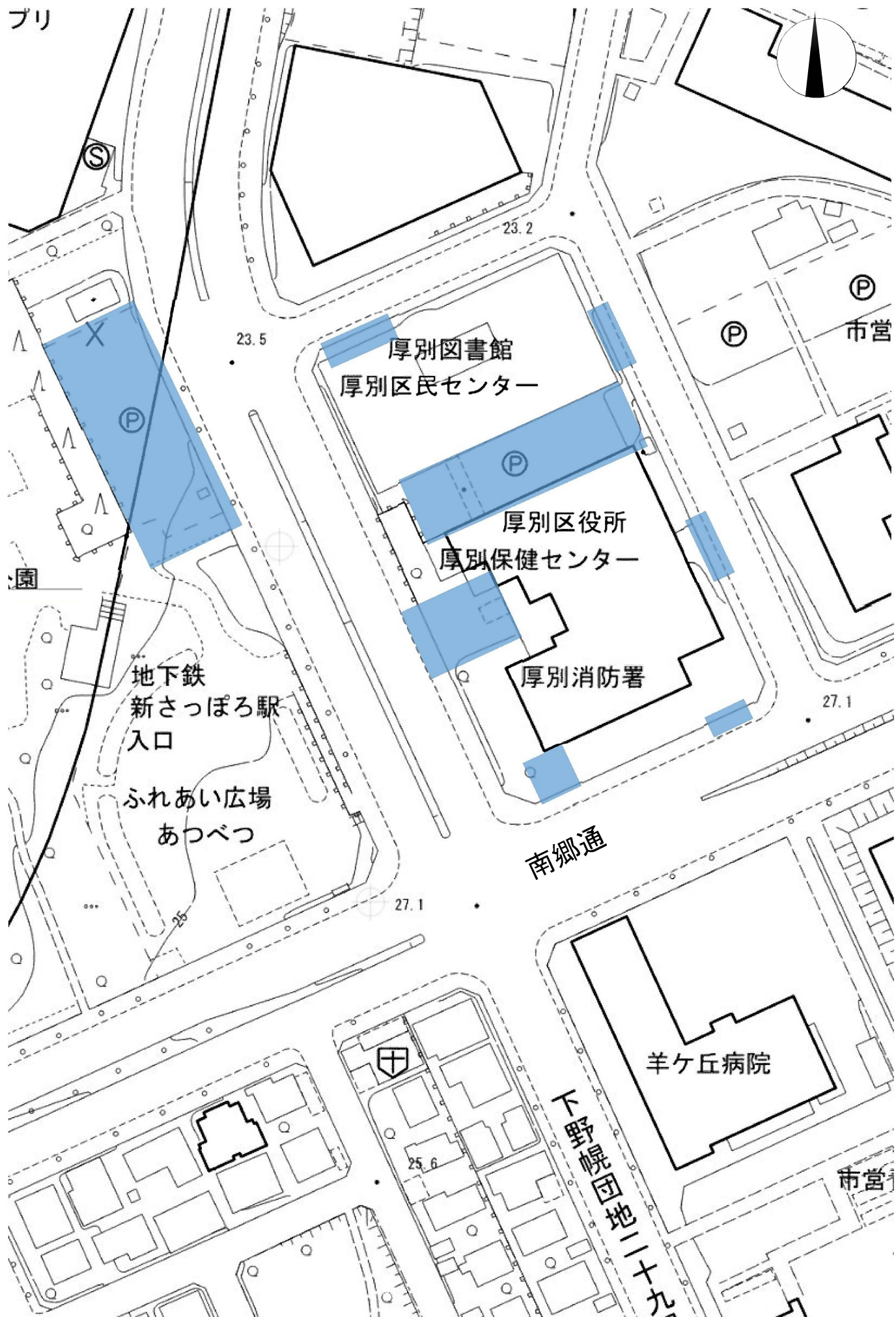
本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (2) 本業務の履行においては、騒音、振動の発生に配慮すること。

プリ



区民センター正面出入口



雪堆積場(1台分)

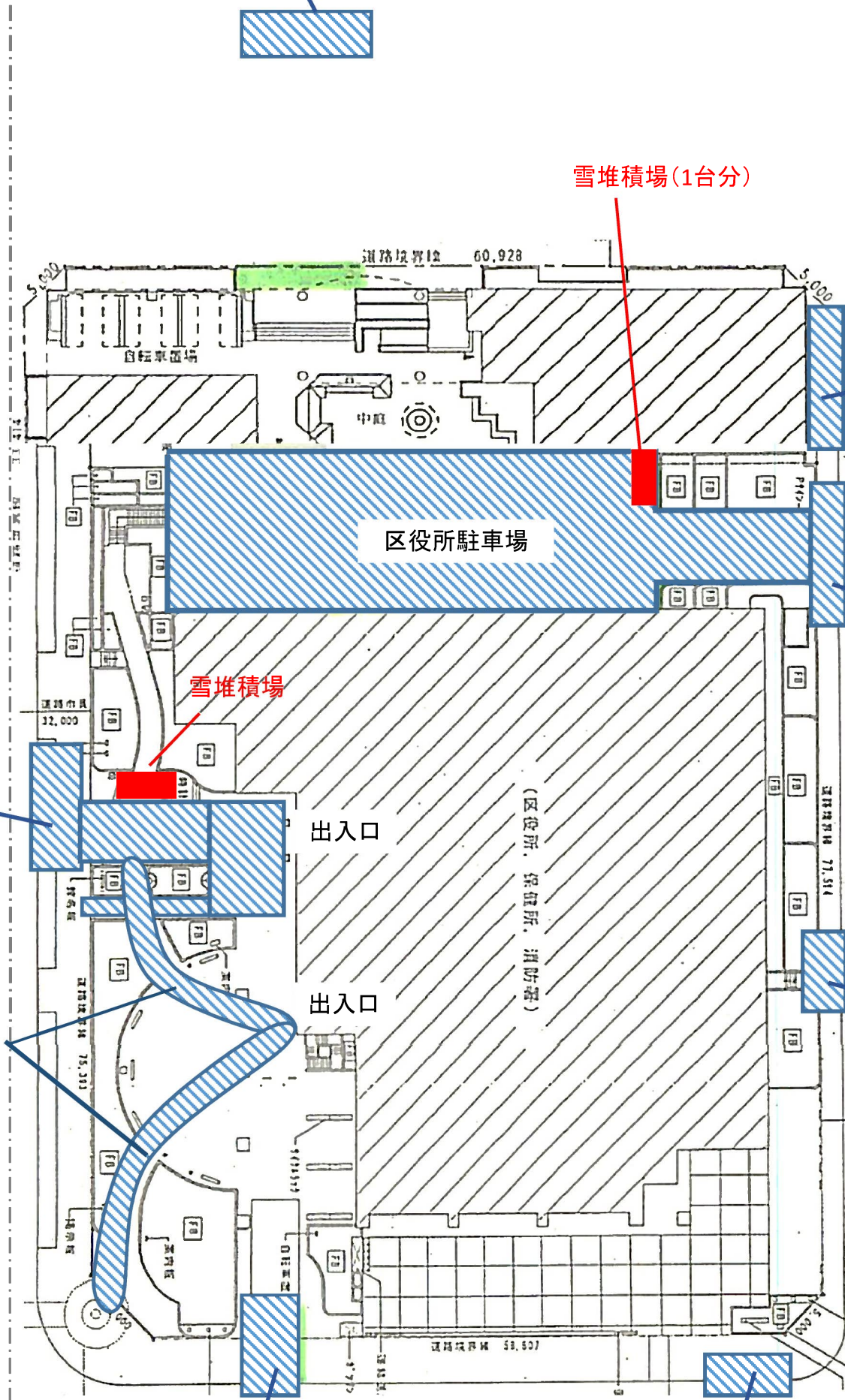
図書館側・車庫出入口

区役所駐車場出入口

時間外通用口

正面出入口

歩行者用通路



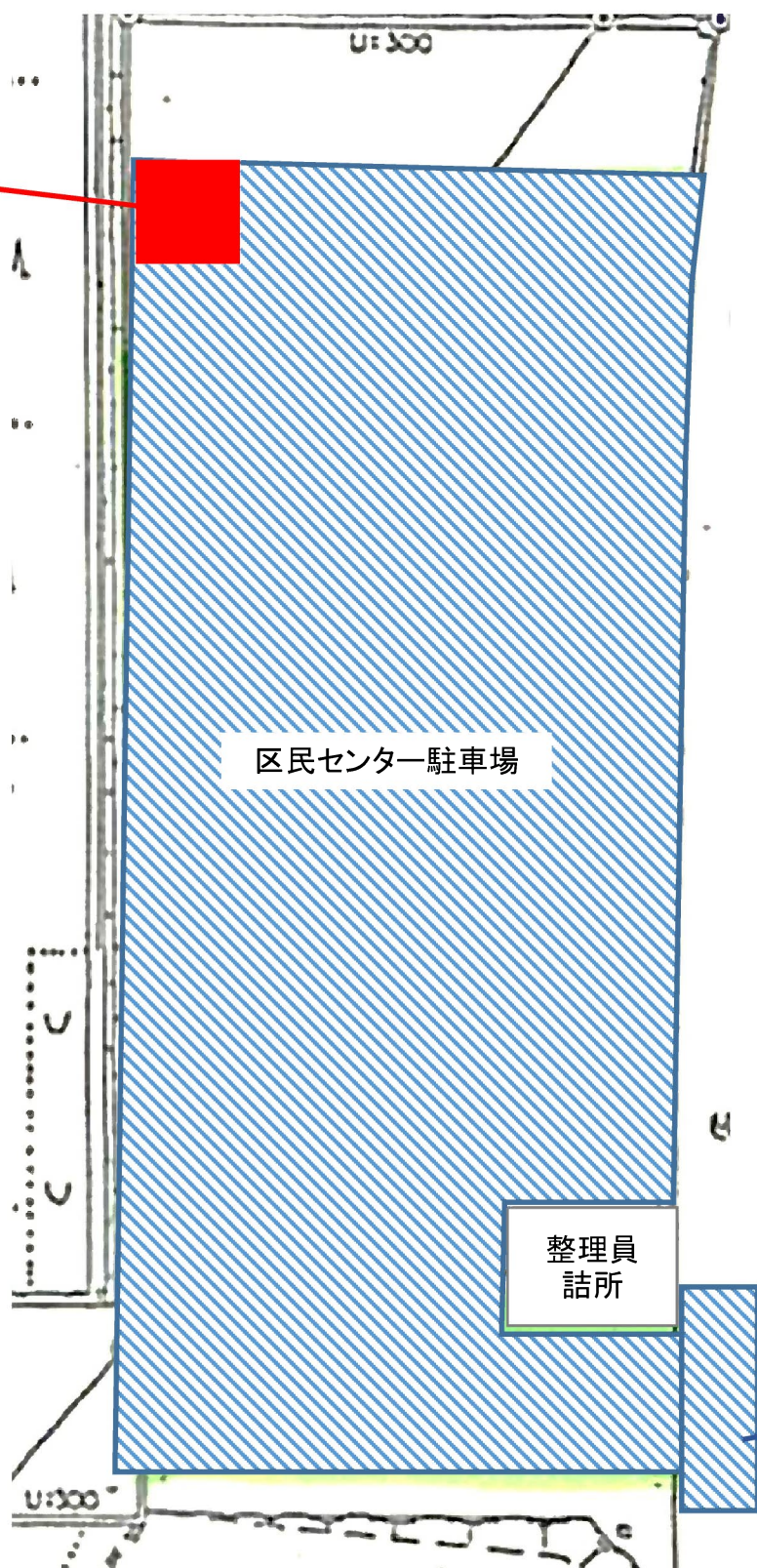
プロティ出入口

南郷通

消防署出入口



雪
堆
積
場



区民センター駐車場

整理員
詰所

青
葉
通

区民センター駐車場出入口